

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社あおぞら銀行		コード	8304
提出日	2024/5/28	異動(予定)日	2024/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に取締役選任議案が付議されるため			
	<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	橋 フクシマ 昇江	社外取締役	○														○	有
2	高橋 秀行	社外取締役	○														○	有
3	齊藤 英明	社外取締役	○														○	有
4	多田野 宏一	社外取締役	○														○	新任
5	川島 博政	社外取締役	○										○	○			○	新任
6	井上 眞善	社外監査役	○														○	有
7	前田 純一	社外監査役	○														○	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		橋・フクシマ・昇江氏は、企業経営者としての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特にグローバルな人材のマネジメントおよびコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあります。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。
2		高橋秀行氏は、銀行業のほか、事業会社における経営者としての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特に金融機関の財務会計ならびにコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあります。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。
3		齊藤英明氏は、事業会社の経営者および戦略コンサルタントとしての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特にDX/ITに関する知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあります。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。
4		多田野宏一氏は、長年に渡り事業会社のトップ経営者としてリーダーシップを発揮し、経営全般に関する豊富な経験・実績と優れた見識に加え、グローバルビジネスに関する知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあります。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。
5	川島博政氏は、当社が2024年5月13日に資本業務提携契約を締結した株式会社大和証券グループ本社の執行役員であります。同契約に基づく第三者割当増資により、同社は当社の主要株主となる予定です。 また、同社は当社の取引先であります。2023年度の取引額は当社の連結業務総利益および同社の連結総売上高の2%未満であります。	当社は、2024年5月13日に株式会社大和証券グループ本社と資本業務提携契約を締結しており、同社が指名する同氏が社外取締役として経営に参画することで、当社経営に対する適切な助言を通じて、両社の連携を更に深く当該提携の目的の達成をより強固にすることが期待されるため、社外取締役として選任しております。
6		井上眞善氏は、公認会計士であり、会計の専門家としての豊富な経験・実績、優れた見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあります。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。
7		前田純一氏は、金融ならびに銀行業務に関する豊富な経験、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあります。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員として指定しています。

## 4. 補足説明

当社は、以下のとおり、「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を定めています。  
社外取締役、社外監査役、またはその候補者が、以下の各要件のいずれにも該当しない場合に、当社に対する独立性を有するものと判断する

- (1) 当行または子会社の業務執行者(業務執行取締役、執行役員またはその他の使用人)、または、その就任前10年間にわたり当行または子会社の業務執行者であった者
- (2) その就任の前10年間のいずれかの時において当行またはその子会社の取締役、会計参与または監査役であったことがある者(業務執行者であったことがあるものを除く)にあつては、当該取締役、会計参与または監査役への就任前10年間にわたり当行またはその子会社の業務執行者であった者
- (3) 当行または子会社の主要な取引先(当行の連結業務総利益または取引先の連結総売上高の2%以上)またはその業務執行者である者
- (4) 当行または子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(過去3年平均100万円以上)を得ている、コンサルタント、会計専門家または法律専門家、または、当行または子会社から多額の金銭その他の財産(当該財産を得ている団体の連結売上高の2%以上)を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等に所属する者
- (5) 就任の前10年間のいずれかの時において次の(1)から(3)までのいずれかに該当していた者
  - 当行の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
  - 当行の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る)
  - 当行の兄弟会社の業務執行者
- (6) 上記1から4について、最近において該当していた場合(最近においてとは、実質的に現在と同程度できるような場合をいい、例えば、選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先の業務執行者である者は独立性を有さない)
- (7) 上記1から5について、近親者(配偶者または二親等以内の親族、重要でない者を除く)が該当している場合(重要な者は、例えば、各会社の役員・部長クラスのもの、上記3の場合は、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者)  
なお、上記1については現在該当している場合

※1 独立役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(a、b及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の間相互に就任している者の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社の寄附を行っている者の業務執行者(本人のみ)

以上のa-hの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※4 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※5 a-hのいずれかに該当している場合には、その旨(簡潔)を記載してください。

※6 独立役員の選任理由を記載してください。